表3　共通行動指針～幹線貨物輸送対応編～【案】

※●は主な担当

フェーズ	業務	手順	2h　12h　24h　7d	関係機関												
				京都府（港湾管理者）	近畿地方整備局	舞鶴海上保安部	近畿運輸局	海上自衛隊	舞鶴市	警察署	消防署	港湾運送業者	港湾荷役業者	工事・測量業者	国関係団体	民間関係団体
（2）港湾施設（岸壁・ヤード・荷役機械等）の被災状況の点検																
2時間～	二次災害の防止	被災により立入が危険となった区域について通行規制を行う		●		●										
↓	緊急水域啓開	海上の障害物除去		●	●								工事等の発注	○		
↓	公共港湾施設の応急復旧	公共港湾施設の点検への協力要請		●	↔ 調整 ●								協力要請	○		
↓		公共港湾施設の点検及び使用可否		●	実施 ●									○ 協力		
↓	航路・泊地の応急復旧	航路・泊地の点検への協力要請		●	↔ 調整 ●								協力要請	○		
～12時間		航路・泊地の点検及び使用可否		○ 立会	○ 立会	● 許認可								○ 協力		
（3）応急復旧活動																
12時間～	復旧方策の決定・要請	点検を踏まえた復旧方策の決定・要請		●		●										
↓	応急仮工事	公共港湾施設の工事発注等		●	↔ 協議 ●								工事等の発注	○		
～24時間	応急本工事	公共港湾施設の工事発注等		●	↔ 協議 ●								工事等の発注	○		
（4）着岸・荷役作業開始																
24時間～	着岸準備	応急復旧状況を踏まえた接岸・荷役等の安全性確認、関係事業者との協議・調整		●								○ 船舶手配	○ 荷役手配			○ 曳船手配
↓	輸送開始に伴う手続き等	海上運送事業、港湾運送事業等の申請手続き、船舶の検査及び海技免状・船員手帳の交付手続き					●									
↓	CIQ業務準備	CIQ業務実施体制構築													● 客船等の受入	
↓	情報発信	幹線貨物輸送開始情報の発信		●					●							
発災～7d	幹線貨物輸送開始	運送体制の構築、荷役体制の構築		○ → 報告 ○								●	●		● 客船等の受入	